

令和3年度 事業報告書

1 第30回柔道整復師国家試験の実施

柔道整復師法第13条の3の規定に基づく指定試験機関として同法第10条の試験事務を次のとおり行った。

- (1) 試験実施日 令和4年3月6日(日)
- (2) 試験地 北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府
広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

(3) 試験結果

区 分	出願者数(名)	受験者数(名)	合格者数(名)	合格率(%)
総 数	4,985	4,359	2,740	62.9

(4) 新型コロナウイルス感染防止対策

政府の指示に基づく新型コロナウイルス感染防止対策を講じて国家試験を実施した。対策としてソーシャルディスタンスを確保すべく、試験会場を通常の11カ所から15カ所に増設、またアルコール消毒液等の購入、サーモカメラの設置、試験監督員の増員等により対応した。

2 柔道整復師の免許登録事務の実施

柔道整復師法第8条の2の規定に基づく指定登録機関として同法第6条の登録事務及び免許証の交付等の事務を次のとおり行った。

区 分	新規免許交付	名簿訂正・ 書換交付	免許証 再交付	登録 消除	合格証明書 交付	英訳免許 証明書交付	免許 取消
取扱件数	3,092	647	225	17	0	3	0

3 国家試験の事後評価の実施

統計学の専門家2名を国家試験委員に追加し、国家試験問題の事後評価を行った。

4 認定実技審査の実施

(1) 認定実技審査員の派遣

各柔道整復師養成施設等の柔道整復実技及び柔道実技の教育水準向上と充実を図ることを目的に、柔道整復師養成施設指導ガイドライン(平成27年3月31日医政発0331第33号)に基づき認定実技審査員の派遣を実施するにあたり、新型コロナウイルス

ルス感染防止対策として審査員の移動を最小限とするため、同一県内での派遣となるよう調整するとともに、口述による審査を行った。

- ① 審査日 令和3年10月24日(日)、10月30日(土)、10月31日(日)
11月3日(水・祝)、11月7日(日)、11月23日(火・祝)

- ② 受審者数 88校 3,043名

- ③ 認定実技審査員数

項目	必要審査員数	審査を行った審査員数
柔道整復実技	123名	119名
柔道実技	92名	70名
再審査	16名	16名
計	231名	205名

※なお、必要審査員数に満たない部分は1名を複数回派遣することで対応した。

- ④ 認定実技審査質確保のためのアンケート調査を実施

- ・受審者へ受審状況に関するアンケートを行った。
- ・養成施設へ派遣審査員の審査状況に関するアンケートを行った。
- ・派遣審査員へ養成施設の審査環境に関するアンケートを行った。

5 認定実技審査実施養成施設における職業教育の分野別質保証

認定実技審査実施養成施設における教育の質向上を通じ、柔道整復師の質向上を測り、もって患者安全に資するため、平成28年度から平成30年度において文部科学省受託事業として第三者評価導入のモデル実施をした。その後、財団として得た知識を基に柔道整復師に3関連する柔道整復教育評価機構準備委員会へ協力した。

6 柔道整復師施術管理者研修会の実施

平成30年4月より柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の届出の際、実務経験と施術管理者研修の受講が要件となった。

厚生労働省保険局長から「登録研修機関」の指定を受け、当該研修会を次の通り行った。

- (1) 開催回数 13回
(2) 受講申込者数 4,129名
(3) 受講者数 4,044名
(4) 修了認定者数 4,044名

なお、新型コロナウイルス感染防止対策としてオンラインによる研修会を実施した。

7 柔道整復師卒後臨床研修について

柔道整復師として、医学や医療の急速な進歩発展に対応するため、卒後の一定期間に外来施術に対応できる治療技術の習得、幅広い知識と高度な技術習得等を通じ資質の向上を図ることとして平成17年4月から実施し、平成29年度に終了した。

(1) 卒後臨床研修修了者の氏名をホームページに公表している。

(掲載者数：累計 1, 265名)

8 認定柔道整復スポーツトレーナーについて

スポーツ科学講習会は、柔道整復師がスポーツ活動の支援体制の一員として積極的に参加し、貢献できるように必要な知識と技術を習得することを目的とし、生涯教育の一環として平成6年から平成17年度までの間に全国23会場において合計12回実施し、1,269名が修了している。

平成18年より、受講修了者のうち希望する者には認定柔道整復スポーツトレーナーの認定証を交付することとし、現在219名が保有していたが、認定期間が令和3年9月30日までとなっており、更新にあたり希望のあった146名に認定期間無期限(永久資格)の認定証を発行した。

(会議関係)

1	理 事 会	3回 (内オンライン2回、書面決議1回)
2	評 議 員 会	3回 (内オンライン1回、書面決議2回)
3	常務理事会	3回 (内オンライン1回)
4	認定実技審査委員会	4回 (オンライン)
5	柔道整復師施術管理者研修実施委員会	2回 (オンライン)
6	試験委員会	13回 (内書面決議1回)
7	試験総括者連絡会議	1回 (内オンライン1回)